5　役員報酬規程等の備置期間の延長等

㈠　認定特定非営利活動法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間を、改正前の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長することとした。（第五四条第二項関係）

㈡　認定特定非営利活動法人が助成金の支給に係る書類を事務所に備え置く期間を、改正前の「作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長することとした。（第五四条第三項関係）

㈢　認定特定非営利活動法人から提出された役員報酬規程等又は助成金の支給に係る書類を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を、改正前の「過去三年間」から「過去五年間」に延長することとした。（第五六条関係）

6　認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の事前提出義務に係る規定の見直し

認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出等を不要とすることとした。（第五四条第四項、第五五条第二項及び第五六条関係）

7　特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報の積極的な公表

所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとした。（第七二条第二項関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、7については公布の日から、4については公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

――――――――――

◇民法の一部を改正する法律（法律第七一号）（法務省）

1　再婚禁止期間

㈠　女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して一〇〇日を経過した後でなければ、再婚をすることができないこととした。（第七三三条第一項関係）

㈡　女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しないこととした。（第七三三条第二項関係）

2　再婚禁止期間内にした婚姻の取消し

再婚禁止期間の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して一〇〇日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができないこととした。（第七四六条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

――――――――――

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（法律第七二号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法の一部改正関係

1　都市再生本部の所掌事務に、都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の改廃の立案をすることを明確化することとした。（第四条関係）

2　都市再生緊急整備地域を指定する政令等の改廃の立案の明確化

㈠　地方公共団体は、その区域内に都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令（以下「都市再生緊急整備地域を指定する政令等」という。）の立案に関する基準に適合しなくなった地域があると認めるときは、都市再生緊急整備地域を指定する政令等の改廃の立案について、都市再生本部に対し、その旨の申出ができることとした。（第五条第一項関係）

㈡　都市再生本部は、都市再生緊急整備地域を指定する政令等の改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとすることを明確化することとした。（第五条第二項関係）

3　都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）は、当該都市再生緊急整備地域における市街地の整備の状況を勘案し、当該都市再生緊急整備地域の都市機能を補完するため必要があると認めるときは、密接な関係を有する他の協議会に対し、その会議において、当該他の都市再生緊急整備地域における都市開発事業等の実施について協議を行うよう求めることができることとした。（第一九条関係）

4　民間都市開発推進機構は、認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業（整備計画に記載された国際競争力強化施設の整備に関するものに限る。）について、当該事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に参加する場合の当該費用負担の限度額に、国際競争力強化施設の整備に関する費用を加算できることとした。（第三〇条関係）

5　土地所有者等は、その全員の合意により、非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定（以下「非常用電気等供給施設協定」という。）を、市町村長の認可を受けて締結できることとし、当該認可の公告のあった非常用電気等供給施設協定は、その公告のあった後において当該非常用電気等供給施設協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があることとした。（第四五条の二一関係）

6　国土交通大臣は、民間都市再生事業計画の認定の申請を受理した日から二月以内（都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、一月以内）において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないこととした。（第二二条関係）

7　都市再生特別地区制度の拡充

㈠　都市再生特別地区に関する都市計画に定める建築物の容積率の最高限度について、当該地区の区域を区分して定める場合にあっては、当該地区の容積率の平均が一〇分の四〇以上であることをもって足りることとした。（第三六条関係）

㈡　都市再生特別地区に関する都市計画には、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができることとした。（第三六条の二関係）

8　市町村は、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項について、あらかじめ、公園管理者に協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載できることとし、当該事項が記載された都市再生整備計画が公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、その占用の許可をすることとした。（第四六条第一二項及び第一三項並びに第六二条の二関係）

9　市町村又は都市再生推進法人等は、低未利用土地であって、その有効かつ適切な利用の促進を図るために居住者等利用施設の整備及び管理が必要となると認められる区域の土地の所有者等と低未利用土地利用促進協定を締結して、当該低未利用土地において居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができることとした。（第八〇条の二関係）

10　立地適正化計画に記載された市街地再開発事業の施行者は、当該立地適正化計画に記載された誘導施設に関する事業の用に供するため特に必要があると認めるときは、第一種市街地再開発事業により当該施行者が取得した施設建築物の一部等若しくは二の2の㈠の個別利用区内の宅地又は第二種市街地再開発事業により当該施行者が取得した建築施設の部分を、公募をしないで賃貸又は譲渡できることとした。（第一〇四条の二関係）

11　特定用途誘導地区に関する都市計画に、当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあっては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を定めることとした。（第一〇九条関係）